

## ○皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程

（目 的）

**第1条** この規程は、皇學館大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為防止並びに不正行為が発生した場合の措置等に関して必要な事項を定める。

（定 義）

**第2条** この規程において、「研究者」及び「研究活動」とは、皇學館大学研究倫理規程（以下、「研究倫理規程」という。）に定めるところによる。

2 この規程において、研究活動における不正行為とは、研究倫理規程に反し、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為をいう。次の各号に主要な不正行為についての用語を定義する。

- (1) 「捏造」とは、存在しないデータ及び研究結果等を作成することをいう。
- (2) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (3) 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- (4) 「二重投稿」とは、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。
- (5) 「不適切なオーサーシップ」とは、論文著作者が適正に公表されないことをいう。
- (6) 「利益相反」とは、ある行為により、一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為をいう。

（管理運用体制）

**第3条** 本学における研究活動の管理運用体制については、以下のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、学長とする。最高管理責任者は、本学における公正な研究活動の推進及びコンプライアンス教育・研究倫理教育の実施について最終的な責任を負うこととする。
- (2) 統括管理責任者は、事務局長とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動の推進及びコンプライアンス教育・研究倫理教育の実施について総括する実質的な権限と責任を負うこととする。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、各学部長、各研究科長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、学生支援部長及び研究開発推進センター事務長とする。コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス教育の実施等の管理監督を行うこととする。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は各学科主任とし、コンプライアンス推進責任者の指示の下、実効的な管理監督を行うこととする。大学院等は、コンプライアンス推進責任者がこの任にあたる。
- (5) 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育に責任を持つものとし、任務についてはコンプライアンス推進責任者が兼ねるものとする。

（研究者の責務）

**第4条** 研究者は、研究倫理規程に基づき、責任を持って研究活動を行うものとする。

- 2 研究代表者は、共同研究において研究に参画する研究者全員の役割・責任を明確にし、研究成果を適切に報告しなければならない。
- 3 研究者は、研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を一定期間（研究実績報告又は研究発表後5年間、若しくは資金配分機関の規則で5年以上の場合は必要な期間）適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（不正行為の防止）

**第5条** 不正行為の防止にあたっては、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者及び教学運営会議の連携のもと推進する。

2 研究倫理教育責任者は、部局内における研究倫理意識の向上を図るとともに研究倫理教育の受講状況等を管理する。

3 最高管理責任者は、不正行為防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

（不正行為に対する通報の受付等）

**第6条** 本学における研究活動の不正行為に関する学内外からの通報を受け付けるため、通報窓口を設置する。通報窓口は公益通報窓口とする。

2 研究活動における不正行為の疑いについて申立てを行う者は、名を明かすことを原則として、書面、電話、電子メール及び面談等により、直接通報窓口へ申立てを行うものとする。

3 告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すこととする。

4 告発者は調査に協力することとし、調査の結果、悪意に基づく告発であることが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行うことがある。

5 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

6 匿名による告発があった場合は、第2項に準ずる告発があったものとみなすことができる。

7 告発の受付によらず、学会等の科学コミュニティや報道等により不正行為の疑いが指摘された場合は、第2項に準じて取り扱うものとする。

8 告発の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を統括管理責任者に報告するものとする。

9 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、その内容について確認し、相当の理由があると認められた場合は、通報窓口を経由して、相談者に対し、申立ての意思の有無について確認するものとする。

10 前項の規定による確認の結果、相談者に申立ての意思がある場合には、統括管理責任者は、通報窓口を経由して相談者に第2項に定める書面の提出を求めることができる。

（予備調査の実施）

**第7条** 前条に基づく告発があった場合は、最高管理責任者が直ちに当該通報等の受理及び当該通報等された事案に係る予備調査の実施の要否を判断する。予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員は、最高管理責任者が指名した者によって構成するものとする。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めること又は関係者のヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の根拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

**第8条** 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査の可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

（本調査の決定等）

**第9条** 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内

に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査の結果を踏まえ、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関等や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

（本調査の実施）

**第10条** 本調査は、前条による本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、開始するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前条の決定により、調査の必要を認めるときは、告発者及び被告発者と直接利害関係を有しない者のうちから、最高管理責任者が指名する者を委員として本調査のための調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を組織する。
- 3 調査委員会は、調査委員の半数以上を本学に属さない外部有識者とし、全ての調査委員は告発者及び被告発者との直接の利害関係を有しない者で構成する。
- 4 調査委員会の委員長は、最高管理責任者が指名する委員をもって充てる。
- 5 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、通知を受けた日から起算して10日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てについては、委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、委員の交代を行い、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 調査にあたっては、証拠となる資料等の保全のため、研究室等の関連施設を一時閉鎖することができる。
- 7 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、収集又は生成した資料、情報及びデータ等の精査並びに関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 8 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 9 当該事案に係る外部研究資金の取扱いに係る研究費の不正使用については、「皇學館大学における外部研究資金の不正使用防止等に関する規程」を適用する。

（利益相反関係の排除）

**第11条** いかなる研究者等も、自らが関係する可能性のある不正行為等の調査に関与してはならない。

（調査への協力）

**第12条** 調査委員会は、被告発者に対して、資料の提出、情報の開示、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 被告発者は、調査の円滑な実施のために、積極的に協力しなければならない。

（研究費の執行停止）

**第13条** 最高管理責任者は、調査結果の報告を受けるまでの間、原則として当該研究に係る研究費の執行を停止する。

（認定及び調査結果の通知）

**第14条** 調査委員会は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と



認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 3 調査委員会は、研究活動における不正行為に該当しない旨の認定を行う場合において、本調査を通じて、通報等が悪意によるものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うにあたっては、当該告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 5 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 6 最高管理責任者は、調査結果の内容を書面により、速やかに被告発者、告発者、及び関係者に通知する。また、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。
- 7 最高管理責任者は、不正があったと認められたときは、被告発者等から当該研究に関わる研究費を返還させる等の対応をとらせる。
- 8 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、資金配分機関及び関係省庁に報告する。また、資金配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を資金配分機関等に提出する。  
(調査結果の公表及び最終報告)

**第15条** 不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 不正行為に該当する旨の認定がなされた場合における公表の内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、当該調査結果公表時までに本学が行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等とする。
- 3 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。また、悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。
- 4 最高管理責任者は、調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる当該研究費以外の研究費の管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書（調査が継続中の場合は、中間報告書）を資金配分機関及び関係省庁に提出する。  
(不服申立て及び再調査)

**第16条** 第10条の調査の結果、不正行為に該当する旨の認定が行われた被告発者及び悪意に基づく告発と認定された告発者は、第14条第6項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内（被告発者の不服申立てによる再調査の結果、悪意による通報等をしたものと認定された者については、第7項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内）に最高管理責任者に対して、書面により不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定により被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会を開き、第1項の不服申立てを審査し、再調査の必要性の有無を判断する。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は不服申立人に対して調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出等、再調査に協力を求めることができる。協力が得られない場

合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

- 5 最高管理責任者は、第3項の規定により不服申立ての審査を行うとの決定をした場合は、被告発者及び告発者に対してその旨を通知し、資金配分機関及び関係省庁に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をした場合も同様とする。
- 6 最高管理責任者は、再調査を実施した場合は、再調査開始後概ね50日以内に、調査委員会において先の調査結果を変更するか否かを決定する。
- 7 最高管理責任者は、当該結果を被告発者及び告発者に通知するとともに、資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 8 最高管理責任者は、再調査の結果、悪意による通報等と認定された告発者から不服申立てがあった場合は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 9 最高管理責任者は、前項の申立てについては、当該申立て後概ね30日以内に調査委員会において再調査を行う。
- 10 第8項の申立てによる再調査の実施後、最高管理責任者は、当該結果を被告発者及び告発者に通知するとともに、資金配分機関及び関係省庁に通知する。

（懲戒処分）

**第17条** 不正行為等が明らかになった場合、学校法人皇學館賞罰規程等学内の規程に基づき必要な処分を行う。

- 2 不正行為の悪質性が高い場合は、刑事告発や民事訴訟もありえる。

（守秘義務）

**第18条** 本規程に定める業務に携わる者及び携わった者は、業務を通じて知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 前項の規定に違反したときは、第17条第1項に準じて処分を行う。

（保護）

**第19条** 本学の構成員は、告発者及び調査に協力した者に対して、そこに虚偽がないかぎり、情報提供等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。また、告発者及び調査に協力した者の個人情報は、最大限保護されなければならない。

- 2 最高管理責任者は、単に告発したこと及び調査に協力したことを理由として、告発者等の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 告発者及び調査に協力した者並びに被告発者に対して、不利益な取扱いを行った者は、第17条第1項に準じて処分を行う。

（庶務）

**第20条** この規程の庶務は、研究開発推進センターが処理する。

（規程の改廃）

**第21条** この規程の改廃は、教学運営会議の議を経て全学教授会が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。